

第2期高知市子ども・子育て支援事業計画

重点施策の点検・評価について

高知市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

1 事業計画の点検・評価について

○高知市子ども・子育て支援事業計画 [序論 6 計画の点検・評価]

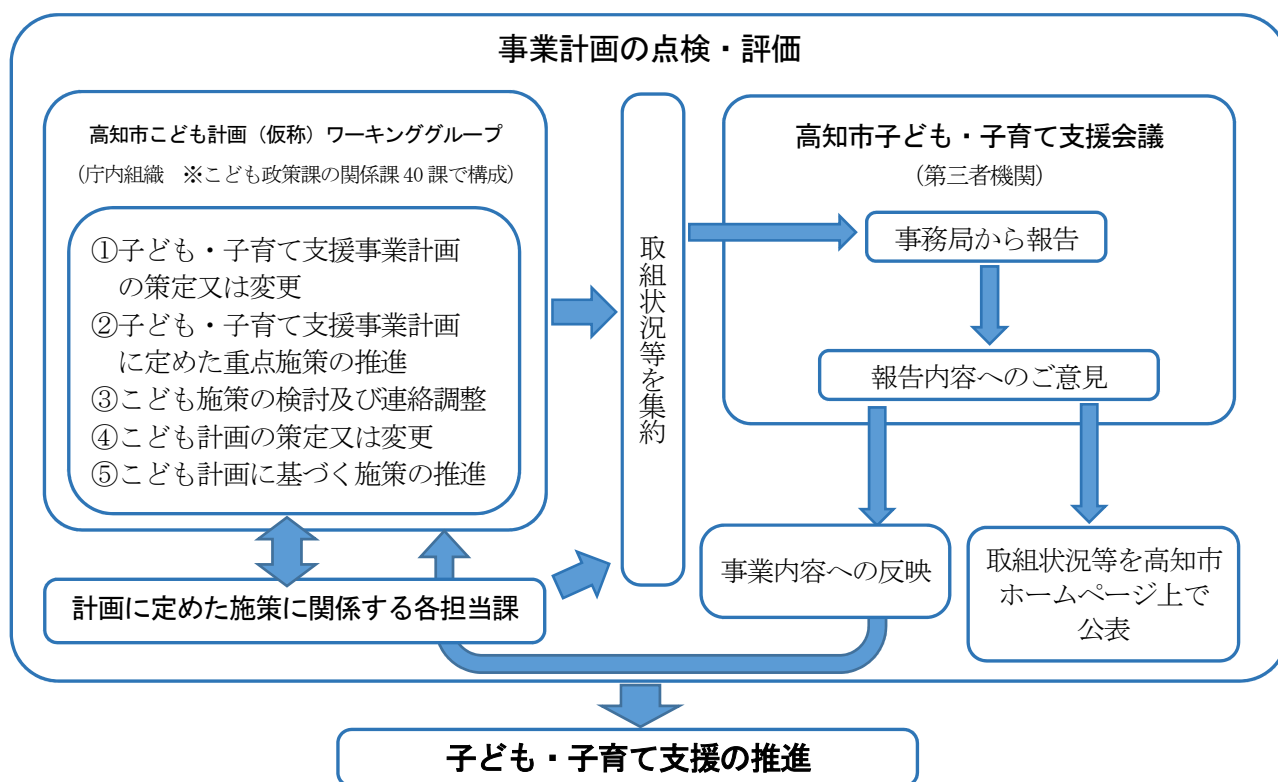
本計画における各施策等の達成状況について、定期的に点検・評価を行います。特に、各施策を推進するために設定する数値目標については、達成が可能かどうかの評価を行います。

これらの点検・評価の結果については、高知市子ども・子育て支援会議に報告するとともに、同会議の議事録や提出資料を本市のホームページで公開し、市民への周知や意見の聴取に努め、その後の計画の実施や見直し等に反映していきます。

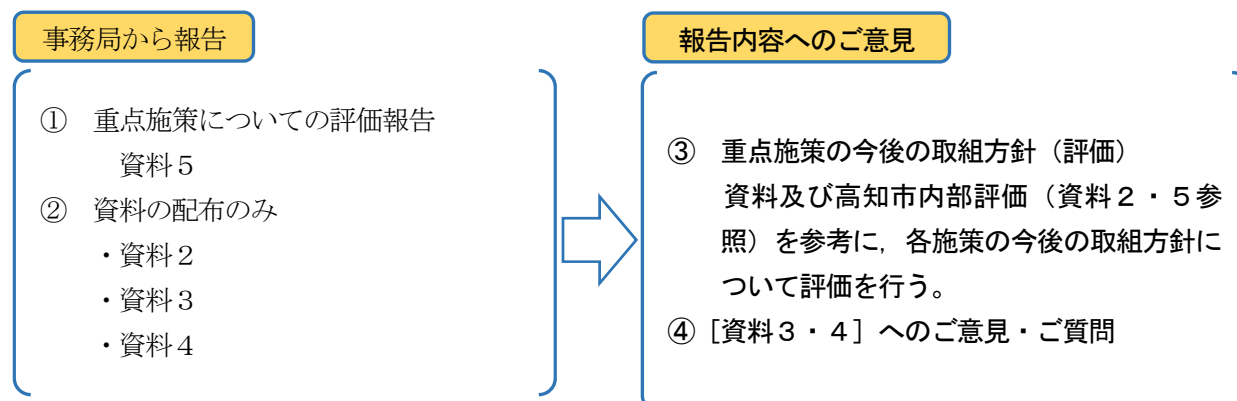
2 事業計画の点検・評価を行う内容について

- ① 実施状況等確認表 【資料3】
- ② 数値目標実績表 【資料4】
- ③ 重点施策の取組状況 【資料5】

3 点検・評価の流れ



4 高知市子ども・子育て支援会議における評価の方法



施策体系 1 子どもの誕生と健やかな成長への支援の充実

重点施策① 妊娠期からの切れ目のない支援（１－１）

[1] 概要

妊娠期の適切な母体管理のため、若い女性の健康への意識を高め、妊婦健康診査の重要性の啓発や早産の恐れのある妊婦への支援を行うとともに、妊娠期からの関わりにより出産・子育て期への切れ目のない支援につなげていくため、必要な情報の提供や支援を行う体制を整備します。

[2] 今後の方向性

	主な関連事業等【施策関係課】 資料3の事業該当番号	
① 早産予防のため、妊娠中の健康管理の重要性についての啓発及び保健指導の充実に取り組むとともに、医療機関との連携を強化していきます。	・早産リスク要因や予防についての啓発 ・妊婦一般健康診査 ・継続看護連絡票 ・保健指導 ・パパママ教室	【母子保健課】 3 【母子保健課】 4 【母子保健課】 9 【母子保健課】 10 【母子保健課】 6
② 妊娠期から出産・子育て期への切れ目のない支援を実施するために、母子健康手帳交付時に全妊婦と面接し、妊婦やその家族に必要な情報の提供や相談・支援が行える体制の拡充に努めていきます。	・利用者支援事業（母子保健型）（親子サポートステーション※） ・妊娠8か月アンケート ・妊産婦子育て相談はぐくみ（妊婦も対象） ・家庭訪問 ・こうちし子育てガイドばむ ・パパママ教室	【母子保健課】 1 【母子保健課】 7 【母子保健課】 8 【母子保健課】 4 【子ども育成課・母子保健課】 2 【母子保健課】 6
③ 出産し退院後間もない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施し、産後も安心して子育てができる体制を構築します。	・乳児家庭全戸訪問事業 ・産後ケア事業 ・産婦健診事業 ・健やか親子アンケート調査 ・多胎家庭支援事業 ・多胎ミーティング ・妊産婦子育て相談はぐくみ	【母子保健課】 14 【母子保健課】 12 【母子保健課】 13 【母子保健課】 17 【母子保健課】 11 【母子保健課】 16 【母子保健課】 8
④ 喫煙、飲酒、歯周病などの知識の普及や啓発を行うことにより、若い女性の健康への意識を高め、早産予防などにつなげていきます。	・妊婦歯科健康診査 ・利用者支援事業（母子保健型） ・パパママ教室	【母子保健課】 5 （親子サポートステーション） 【母子保健課】 1 【母子保健課】 6
⑤ 不妊に悩む人への支援については、今後も国の動向を見ながら不妊治療費助成事業を継続します。	・不妊治療費助成事業	【母子保健課】 15

[3] 施策に関連する主な事業等の実施状況

別添資料4「実施状況等確認表」のとおり

[4] 施策の今後の方向性（高知市内部評価）

評価	2	1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
市内4か所（本庁舎、西部、東部、北部）の親子サポートステーション*は、妊産婦や併設している地域子育て支援センター*の利用者を中心に周知され、個別の沐浴指導や育児相談に対応している。母子健康手帳交付時の全数面接も実施し、支援が必要な妊産婦については医療機関等と連携し、早期からの相談支援を展開できている。今後も引き続き、母体の健康管理や養育環境のリスク及び支援ニーズを把握していけるよう面接技術等のスキルアップを図り、相談支援体制の拡充に努めていく。 また、妊産婦が家庭や地域における孤立感を軽減し、安心して妊娠・出産・育児期を過ごしていけるよう乳児全戸家庭訪問や保健師の地区活動を通じ、地域での仲間づくりや見守り体制の構築についても関係機関と連携し取り組んでいく。産後ケアについては、安定したサービスの提供ができるよう実施体制を維持する取り組みが必要である。 乳幼児の健康管理として、乳児期は個別健診、幼児期は1歳6か月児健診、3歳児健診を集団で行っているが、発達障害などの子どもの特性を早期に発見し特性に合わせた適切な支援や保健指導を行うために、令和10年までに導入が義務付けられている5歳児健診の実施方法の検討が喫緊の課題になっている。		

[5] 施策の今後の方向性（子ども・子育て支援会議委員による評価）

評価		1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
子ども・子育て支援会議委員からの意見を集約し、記載予定。		

*親子サポートステーション

平成29年4月の母子保健法の改正により、市町村に設置することが努力義務とされたものです。令和7年度より子育て世代包括支援センターから親子サポートステーションに名称変更されています。

*地域子育て支援センター

乳幼児とその保護者等を対象に、交流の場の提供とその促進、育児に関する相談対応や情報提供、育児講座の開催を行う施設で、これらに加えて、地域住民や地域組織と連携した事業を実施しています。

施策体系2 幼児期における教育・保育の充実

重点施策② より質の高い教育・保育の推進（2-2）

[1] 概要

幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿った教育・保育の実施に取り組むとともに、研修の実施などによる職員の資質向上、教育・保育施設と地域型保育事業者の連携や、幼稚園、保育所、認定こども園と小学校の連携・交流に取り組みます。

[2] 今後の方向性

主な関連事業等【施策関係課】資料3の事業該当番号	
① 幼稚園教育要領や保育所保育指針、また幼保連携型認定こども園教育・保育要領に沿って、幼児期の教育・保育が行われるように取り組みます。幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を意識した計画を立て、教育・保育の質の向上を目指します。また、家庭環境や保育を行う上で特別な配慮が必要とされる児童や家庭への支援については、全ての子どもの育ちを社会全体で応援していく考えに立ち、幼児教育・保育に関する専門的知識や経験を有する子ども・子育て相談支援員を配置し、園訪問での巡回相談により助言等を行うなど、家庭や関係機関と連携を図りながら継続的に取り組むとともに、家庭環境や発育状況に配慮した、よりきめ細かな保育の推進に努めます。	・職員に対する研修 ・家庭支援推進保育事業 ・私立幼稚園運営等に関する補助金 【保育幼稚園課】40 【保育幼稚園課】41 【保育幼稚園課】42
② <教育・保育施設及び地域型保育事業者の連携の推進に関する内容> 家庭的保育事業者等の連携施設（教育・保育施設）については、高知市家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）第7条に、事業者が適切に確保する義務を規定しています。確保が著しく困難な場合等で、一定の条件を満たす場合は、条例附則第3条で10年間の経過措置を設けており、経過措置期間中に市による調整を実施します。	・家庭支援推進保育事業 【保育幼稚園課】41
③ <幼稚園教諭・保育士等の研修に対する支援に関する内容> 幼稚園教諭・保育士等の研修については、これまでの積み重ねも踏まえ、高知県教育センター主催等の研修とも連携を図りながら取組を推進します。	・職員に対する研修 【保育幼稚園課】40
④ <保育所・幼稚園等、小学校等との円滑な接続に関する内容> 幼児教育と小学校教育との円滑な接続と双方の充実を目指し、各小学校区における保育所・幼稚園・認定こども園と小・義務教育学校の教職員が、幼児期から児童期への発達の流れの理解に基づく連携・接続を推進します。各小・義務教育学校と連携する園を推進地区として指定し、「のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム」を基に、各地域に応じた「人・組織・教育をつなぐ」取組を推進します。また、「架け橋期」の教育の充実を目指し、「保幼小の架け橋プログラム」モデル地域の継続的・発展的な取組への支援やモデル地域に準ずる2校区における取組を重点に進めます。さらに、全市的な取組の充実に向けた周知・啓発等を行い、各校区に応じた組織的な取組が行われるよう支援していきます。	・のびのび土佐っ子【保・幼・小連携】プログラム ・保・幼・小連携推進地区事 【保育幼稚園課・学校教育課】43 【保育幼稚園課・学校教育課】44
⑤ <子ども・子育て支援施設等の保育の質の確保・向上> 幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設等の子ども・子育て支援施設等は一定の基準を満たした施設を無償化の対象としており、施設の申請による確認審査の際に基準の適合状況を確認することになります。このうち認可外保育施設については、国の指導監督基準を満たした施設が無償化の対象となりますが、子ども・子育て支援法附則第4条第1項で5年間の経過措置を設けています。経過期間中は認可外保育施設の設置届があれば無償化対象施設となりますが、基準を満たしていない施設については年1回の立入調査の際などで施設との関与をさらに深め、適切に指導監督するなど、これまで以上に保育の質の確保・向上に努めていきます。	・私立幼稚園運営等に関する補助金【保育幼稚園課】42

[3] 施策に関連する主な事業等の実施状況

別添資料4「実施状況等確認表」のとおり

[4] 施策の今後の方向性（高知市内部評価）

評価	2	1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
こども家庭庁が目指すこどもがまんなかの社会を実現するため、こどもの最善の利益を保障する安心安全な教育・保育が求められている。子どもたちに関わる事故が発生する度に、教育・保育施設には様々な対策や配慮がより一層求められている。危機管理、衛生管理、不適切な保育の防止、子育て支援、個々の発達に応じた支援等を充実していくため、研修がより充実するよう改善に努めている。本市及び県等が実施する各種研修への参加を呼びかけ、職員が参加しやすい環境の整備を行い、職員一人ひとりの専門性や技術の向上を目指す取り組みを推進していく。 子ども同士の交流や教職員の連携の充実に向け、年度当初の事業説明と実地調査の学校訪問、県市部局連携による「保幼小の架け橋プログラム※」のモデル地域である春野東小学校区をはじめとする各校区の要請支援、調査や報告書の分析等により把握した取組状況を基にした連絡協議会や連携研修会の実施、保幼小連携・接続実践事例パンフレットの作成等による好事例を具体的に発信することを通して、取組の促進を図った。また、教育委員会とこども未来部が連携した公立保育所・幼稚園の5歳児園内研修等の声掛けにより、研修交流も取り入れられたところ。 今後、人口減少の中でも質の高い教育・保育を推進するため、保育施設みらい構想の中で、持続可能な教育・保育の提供体制の検討を進める。		

[5] 施策の今後の方向性（子ども・子育て支援会議委員による評価）

評価		1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
子ども・子育て支援会議委員からの意見を集約し、記載予定。		

※保幼小の架け橋プログラム

子どもに関わる大人が立場を超えて連携し、架け橋期（義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間）にふさわしい主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で、全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すものです。

※保育施設みらい構想

本市においては平成28年をピークに保育所や認定こども園などで利用児童数が減少し続け、定員割れにより安定的な経営に支障が生じるなど、人口の地域偏在による教育・保育ニーズの偏り、老朽化する施設の維持管理も課題となっています。

このようなことから、令和4年9月に児童福祉審議会保育施設みらい構想検討部会を設置し、人口や保育需要の予測に基づき、将来を担う子どもたちに良質な幼児教育・保育の提供体制を確保するよう検討するものです。

施策体系 3 子育てしやすい環境の整備

重点施策③ 地域ぐるみの見守り・子育て支援体制の充実 (3-1, 3-2)

[1] 概要

子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、地域ぐるみの見守りや地域での支え合い活動、地域における連携体制の仕組みづくりを推進するとともに、地域子育て支援センターの整備や相談機能の充実、子育てに関する重層的な相談支援体制の構築により子育て支援体制の充実を目指します。

[2] 今後の方向性

	主な関連事業等【施策関係課】資料3の事業該当番号
① 子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、「地域ぐるみの見守り」と地域での支え合い活動を推進します。	・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）＊ 【保育幼稚園課・子ども育成課】51 ・子育てサークル支援事業 【子ども育成課】45 ・子育てパートナー支援事業 【子ども育成課】46 ・多胎家庭支援事業 【母子保健課】11 ・利用者支援事業 （母子保健型）（親子サポートステーション＊） 【母子保健課】1
② 地域子育て支援センターや地域の中で核となる民生委員・児童委員、保育所・幼稚園等、サークルやボランティア等が効果的な連携体制がとれるような仕組みづくりを地域密着の視点で進めます。	・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【保育幼稚園課・子ども育成課】51 ・子育てサークル支援事業 【子ども育成課】45 ・子育てパートナー支援事業 【子ども育成課】46 ・利用者支援事業 （母子保健型）（親子サポートステーション） 【母子保健課】1
③ 抱える課題が悪化しないよう、住民に身近な圏域で日常生活の困り事を気軽に相談できる環境を整え、住民主体の見守り活動など課題解決に向けた地域（住民や社会福祉法人・NPO・企業など多様な主体）力の強化（ネットワークづくり）を進めます。	・「ほおっちょけん相談窓口」の設置 【地域共生社会推進課】44 ・利用者支援事業 （母子保健型）（親子サポートステーション） 【母子保健課】1
④ 子ども・子育て、高齢、障害や地域活動を含めた各分野の社会資源情報を、一括して、市民のみなさまや支援者向けに提供できる仕組みを構築します。	・社会資源情報収集提供体制の構築 【地域共生社会推進課】50 ・ファミリー・サポート・センター事業 【子ども育成課】47 ・乳児家庭全戸訪問事業 【母子保健課】14 ・利用者支援事業 （母子保健型）（親子サポートステーション） 【母子保健課】1
⑤ 子育て支援の拠点整備については、東部・北部地域における地域子育て支援センターの設置を視野に入れた検討を行うとともに、情報提供機能や相談機能の充実に向けた取組を進めます。	・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） 【保育幼稚園課・子ども育成課】51 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） 【子ども家庭支援センター】52 ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ）
⑥ 子育てに関する情報発信については、切れ目のない支援を行うために、既存の刊行物について妊娠期から子育て期までの情報を整理するなど、今後も、効果的かつ効率的な発信方法に取り組みます。	・支援対象児童見守り強化事業 【子ども家庭支援センター】48 ・児童家庭相談 【子ども家庭支援センター】54 ・親子絵本ふれあい事業 【子ども育成課】53 ・一時預かり事業（幼稚園） 【保育幼稚園課】55 ・一時預かり事業（その他） 【保育幼稚園課】56 ・こうちし子育てガイドばむ 【母子保健課・子ども育成課】2 ・妊産婦子育て相談はぐくみ 【母子保健課】8 ・利用者支援事業 （母子保健型）（親子サポートステーション） 【母子保健課】1
⑦ 相談支援については、個別の支援だけではなく、保護者同士の交流の場を設け、地域の子育て関係機関と協働しながら、ノウハウを蓄積するとともに重層的な支援体制の構築を目指します。	

[3] 施策に関連する主な事業等の実施状況

別添資料4「実施状況等確認表」のとおり

[4] 施策の今後の方向性（高知市内部評価）

評価	1	1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
令和6年度は感染症の影響が少なく、子育て家庭同士、あるいは地域との交流が進んだ1年であった。 地域における子育て支援の中心的な事業である地域子育て支援拠点事業においては、令和5年度に引き続き計画目標数値である16施設で事業を行った。出生数減にもかかわらず、延べ利用者数は令和5年度より約850人増え、新型コロナウイルス感染症感染拡大前の令和元年度の約9割まで利用が戻っている。少子化が進む中、多くの親子に必要とされている事業であるといえる。今後は、質の維持・向上のため職員研修を継続して行うとともに、親子が地域で孤立しないよう関係機関や地域資源との連携を進めていく。 子育て家庭への個々の支援にあたっては、親子サポートステーションと子育て支援の各事業の連携が欠かせない。円滑な支援につながるよう事業実施施設や団体との関係強化を図る。 地域ぐるみの子育て支援の充実を図るために、令和6年度より地域団体が実施する「子育てサロン*」への運営助成を開始した。今後は地域共生社会推進課や高知市社会福祉協議会地域協働課との意見交換や情報交換を通して、地域ニーズを把握し、地域団体や地域住民が子育て支援に参画できるよう引き続き進めていく。		

[5] 施策の今後の方向性（子ども・子育て支援会議委員による評価）

評価		1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
子ども・子育て支援会議委員からの意見を集約し、記載予定。		

* 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者等を対象に、交流の場の提供とその促進、育児に関する相談対応や情報提供、育児講座の開催を行う施設で、これらに加えて、地域住民や地域組織と連携した事業を実施しています。

* 親子サポートステーション

平成29年4月の母子保健法の改正により、市町村に設置することが努力義務とされたものです。令和7年度より子育て世代包括支援センターから親子サポートステーションに名称変更されています。

* 子育てサロン

地域に密着した憩いの場です。地域の方が「地域で子育て中の方を応援したい」「子育て中の方に仲間づくりや楽しい時間を過ごしてほしい」と地域ふれあいセンターや公民館、集会所などを利用して開催しています。

施策体系 4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

重点施策④ 児童虐待の発生予防（４－１）

[1] 概要

子育て家庭の育児力の向上、育児の負担感や孤立感の軽減のため、保健指導の必要な家庭への母子保健活動の実施や、相談支援などの取組の重層的な実施により児童虐待の発生予防につなげていくとともに、虐待予防に関する広報・啓発活動の実施、関係機関との連携強化などに取り組みます。

[2] 今後の方向性

	主な関連事業等【施策関係課】資料3の事業該当番号
① 妊娠・出産・子育ての過程において、母子保健活動や、各種子育て支援事業などを重層的に実施することにより、子育て家庭全体の育児力を高め、育児の負担感や孤立感の軽減を図り、児童虐待の発生予防につなげていきます。	・児童家庭相談 【子ども家庭支援センター】54 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） 【子ども家庭支援センター】52 ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 【子ども家庭支援センター】52 ・養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】77 ・保健指導 【母子保健課】10 ・産後ケア事業 【母子保健課】12 ・乳児家庭全戸訪問事業 【母子保健課】14 ・妊産婦子育て相談はぐくみ 【母子保健課】8 ・離乳食教室 【母子保健課】23 ・園庭開放・子育て相談事業 【保育幼稚園課】74 ・一時預かり事業（幼稚園） 【保育幼稚園課】55 ・一時預かり事業（その他） 【保育幼稚園課】56 ・親子絵本ふれあい事業 【子ども育成課】53
② 子育てに関する相談支援体制の整備を進めるとともに、保健・福祉サービス事業や医療機関との連携強化、職員の資質や実践力の向上などを図り、支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し支援を行います。	・児童家庭相談 【子ども家庭支援センター】54 ・子育て短期支援事業（ショートステイ） 【子ども家庭支援センター】52 ・子育て短期支援事業（トワイライトステイ） 【子ども家庭支援センター】52 ・地域子育て支援拠点事業＊ 【子ども育成課・保育幼稚園課】51 ・養育支援訪問事業 【子ども家庭支援センター】77 ・利用者支援事業 【母子保健課】1 （母子保健型）（親子サポートステーション＊） ・産婦健康診査 【母子保健課】10 ・継続看護連絡票 【母子保健課】9 ・1歳6か月健康診査・3歳児健康診査 【母子保健課】20,21
③ 体罰によらない子育て等の推進や、虐待予防に関する正しい理解に向けた広報・啓発活動を継続実施するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心とした地域における虐待予防のネットワークづくりを進めます。	・児童虐待予防推進事業 【子ども家庭支援センター】75 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 【子ども家庭支援センター】76
④ 学校は、子どもたちが生命の尊さや生きることの素晴らしさを知ることにより、自分自身を大切に、自分のことや自分を支えてくれる人々について考え、多くの人々とよりよい関係を築いていけるよう、子どもたちへの指導・支援を行います。併せて、幼児期の子どもの発達と生活の特徴や、子どもが育つ環境としての家族の役割について理解できるよう、指導を工夫します。	・思春期保健指導・相談事業 【母子保健課】28

[3] 施策に関連する主な事業等の実施状況

別添資料4「実施状況等確認表」のとおり

[4] 施策の今後の方向性（高知市内部評価）

評価	2	1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
令和4年6月15日公布の「児童福祉法等の一部を改正する法律」において設置が努力義務化された「こども家庭センター」として、令和6年4月1日に「こどもみらいセンター」を新設し、従来の母子保健課が所管する「子育て世代包括支援センター（母子保健）」と子ども家庭支援センターが所管する「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」の機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指している。「こどもみらいセンター」設置に際して、母子保健課を総合あんしんセンターから本庁舎に移転し、子ども家庭支援センターと同フロアに配置することで、一体的支援の実効性を高めた。引き続き、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を充実させるため、保健・医療・福祉など関係機関によるネットワーク機能の強化と専門性の向上を図り、関係機関と連携しながら、保護者からのニーズ・相談への適切な対応や養育へのサポートを行い、子育て家庭が孤立化しないよう支援し、児童虐待の防止に努めていく。また、支援者と支援される側の共通のツールとなる「サポートプラン」について、効果的な伴走型支援が行えるよう、使用を定着できるような方法の検討が必要になっている。 ほかにも、講演会・研修等の実施や定期的な広報活動により、子どもに関わりのある機関や団体及び地域住民等における児童虐待防止への取組促進や意識の向上を図っていく。		

[5] 施策の今後の方向性（子ども・子育て支援会議委員による評価）

評価		1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
子ども・子育て支援会議委員からの意見を集約し、記載予定。		

*地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）

乳幼児とその保護者等を対象に、交流の場の提供とその促進、育児に関する相談対応や情報提供、育児講座の開催を行う施設で、これらに加えて、地域住民や地域組織と連携した事業を実施しています。

*親子サポートステーション

平成29年4月の母子保健法の改正により、市町村に設置することが努力義務とされたものです。令和7年度より子育て世代包括支援センターから親子サポートステーションに名称変更されています。

施策体系 4 専門的な知識及び技術を要する支援の充実

重点施策⑤**障害などの特別な支援を必要とする子どもへの支援の充実（４－３）****[1] 概要**

障害など特別な支援を必要とする子どもの健やかな成長・発達のため、将来を見通した切れ目のない支援となるように、早期発見・早期療育システムの充実やサポートファイルを活用した関係機関との連携に取り組むとともに、子ども一人ひとりの発達や障害の特性に応じた支援の充実に取り組みます。

[2] 今後の方向性

	主な関連事業等【施策関係課】 資料3の事業該当番号
① 幼児期の健康診査について受診率向上や従事者の資質向上に取り組むとともに、子どもの障害や発達の遅れに対する保護者の受容過程に配慮しながら、子ども発達支援センターや保育所・幼稚園等、専門医療機関などの関係機関の連携のもと、子どもの障害や発達の遅れの状態に合わせて、必要な支援につなげることができる体制を目指します。	・高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会【母子保健課】96 ・サポートファイルの活用推進【母子保健課】85 ・放課後児童クラブ【子ども育成課】93,94 ・早期療育教室【母子保健課】80 ・親子通園施設ひまわり園【母子保健課】82 ・子ども発達支援センター相談事業【母子保健課】26 ・要保護児童対策地域協議会【子ども家庭支援センター】78 ・教育相談、就学相談【教育研究所】79 ・専門医相談・心理士相談【母子保健課】84 ・特別支援学級における指導【学校教育課】91,92 ・市立学校教職員研修【教育研究所】83 ・保育所、幼稚園等への技術支援【保育幼稚園課】88-90
② 子ども発達支援センターの早期療育教室やひまわり園を始めとする発達支援の取組を通じて、きめ細かい支援を行うとともに、関係機関と連携し、児童発達支援サービス等へのスムーズな移行を目指します。	・特別支援加配保育士雇用費補助金【保育幼稚園課】88-90
③ サポートファイルの機能を十分に活かすために、内容なども工夫しながら、入手できる機会を拡充して、関係各課及び関係機関での活用を推進します。	・特別支援保育に関する研修会【保育幼稚園課】88-90 ・特別支援教育支援員配置事業【保育幼稚園課】91,92 ・1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査【母子保健課】20,21
④ 指定障害児相談支援事業所の確保に取り組むとともに、相談支援機能の強化に資する研修を実施します。	・新生児聴覚検査事業【母子保健課】18 ・就学への移行支援【教育研究所】81 ・放課後等デイサービス【障がい福祉課】93,94 ・障害児相談支援事業【障がい福祉課】86
⑤ 小学校就学前の子どもに対する早期支援の観点から、保育所・幼稚園等が教育研究所や子ども発達支援センターなどの関係機関と連携して、一人ひとりの発達に応じた支援活動が行えるように取り組みます。また、児童発達支援事業所の確保に取り組むとともに、児童発達支援事業所・保育所等訪問支援事業所と子どもの就学先・就学先との連携を図られるように取り組みます。	・日中一時支援事業【障がい福祉課】93,94
⑥ 学校教育においては、通常の学級に在籍する児童生徒の教育相談を行い、必要な支援を学校や保護者と一緒に考えていきます。また、知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級の授業づくりや支援方法については、学校等からの要請により特別支援教育スーパーバイザーが助言を行っていきます。そのほか、研修等を通じて校内支援体制や指導の充実に取り組むとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒について、就学・進学時のスムーズな移行支援に取り組み、個別的教育支援計画や指導計画などに基づく支援の充実を図ります。	・短期入所事業【障がい福祉課】93,94 ・特別支援学校進路相談会【障がい福祉課】95 ・自立支援協議会・就労検討会【障がい福祉課】87 ・児童発達支援事業【障がい福祉課】88-90 ・保育所等訪問支援事業【障がい福祉課】88-90 ・就労移行支援事業【障がい福祉課】95
児童発達支援や放課後等デイサービス等の支援内容の充実に向け、連携強化や資質向上に取り組めます。放課後児童クラブについては、障害特性に関する研修等を充実するとともに、学校や関係機関との連携を進め、一人ひとりの特性に応じた支援を行います。	
⑧ 卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催するとともに、就労アセスメント力の向上を図り、関係機関との連携強化に取り組みます。	
⑨ 「高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会」での協議を通して、医療的ケア児及び重度の障害のある子どもが地域で安心して生活するための支援の充実に取り組みます。	

[3] 施策に関連する主な事業等の実施状況

別添資料4「実施状況等確認表」のとおり

[4] 施策の今後の方向性（高知市内部評価）

評価	1	1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
子どもの成長発達を確認する大切な機会である乳幼児健診等のスクリーニングにて、早期発見を行うとともに、フォローが必要になった児と保護者が子どもの成長過程に応じた支援を受けられるよう、関係機関と連携した支援体制を構築していく。 子ども発達支援センターでは、発達障害の疑いのある児に対し各種事業や相談支援を通して、必要に応じて専門医療機関や児童発達支援事業所につなげる、早期発見・早期療育支援体制を整備している。また、事業を利用した児の情報共有を就園先等と行ったり、保育所等への出前講座を実施するなど、関係機関との連携を深めている。 親子通園ひまわり園については、平成27年度に開設した「ゆったりっこクラス」とともに、早期支援、保護者支援の場となっており、今後も内容の充実を図りながら継続する。 「高知市医療的ケア児および重度の障害のある子どもの支援検討会」は令和6年度は2回実施し、在宅の医療的ケア児の現状と課題について情報共有と意見交換ができる機会となっている。 障害児への切れ目のない貫いた支援を実現するためのツールである「サポートファイル*」は、保護者の記載の負担を減らし、より利便性を高めるため、R6年度から様式の見直しの検討を行っており、今後も引き続き活用推進の取組を進めていく。 児童発達支援や放課後等デイサービス等の事業所数及び利用児童は増加傾向にある。それぞれの子どもの障害特性や発達に沿った支援が行えるよう、事業間の連携強化や資質向上のための研修会を開催する。卒業後に向けた支援については、特別支援学校進路相談会を効果的に開催し、関係機関との連携強化に取り組みながら個々の適性に応じた進路支援を実施する。子どもの成長発達を確認する大切な機会である乳幼児健診等のスクリーニングにて、早期発見を行うとともに、フォローが必要になった児と保護者が子どもの成長過程に応じた支援を受けられるよう、関係機関と連携した支援体制を構築していく。		

[5] 施策の今後の方向性（子ども・子育て支援会議委員による評価）

評価		1 現状のまま継続 2 課題への対応が必要 3 抜本的な見直しを検討する
		子ども・子育て支援会議委員からの意見を集約し、記載予定。

*サポートファイル

お子さんの特徴や日常生活におけるかかわり方、医療機関や相談機関での記録、学校・施設での支援計画などをファイルにつづったもので、お子さんが学習や生活をしていく上で、支援者に理解してもらうことを目的としています。